

介護報酬の返還に係る考え方

次のような場合については本来、請求権が発生しないと考えられ、介護報酬の全額返還もあり得るので、十分留意すること。

- ① 事業者指定当初から人員基準を満たしていなかった場合。(虚偽の指定申請)
- ② サービス提供責任者等、人員基準ではあるが減算の規定がない職種について、実地指導等の際に人員基準違反が確認され、改善の指導を行ったにも関わらず、再指導等の際に、指導に従わず改善されていないことが確認された場合。
 - ※ 必要となる職種に対して、全く人員を配置していない場合には、確認された時点で全額返還を指示することもある。
- ③ 実地指導等において、看護職員等、減算規定がある職種の人員基準違反を指摘し、自主返還が生じた事業所であって、再指導等の際に、指導に従わず改善されていないことが確認された場合。
- ④ 居宅サービス計画や施設サービス計画はもとより、訪問介護計画や通所介護計画など、介護報酬請求の根拠となる各種サービス計画が作成または適正な見直しができている場合。

※ いずれのケースにおいても介護保険法第22条第3項に基づき返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう保険者に指示するとともに、詐欺罪に該当する場合には告発を行う。